

住まいの関連補助制度一覧(佐倉市役所) 令和7年度 4月改訂版

(都市部住宅課作成)

※4月時点の制度につき、変更等がある場合があります。 ※各補助金は、原則、予算が無くなり次第受付終了となります。

	事業名	目的	対象者	対象内容	補助率	補助額	受付期間	問い合わせ
住宅購入者向け補助	近居・同居住替支援事業	離れて暮らす親世帯及び子世帯の近居・同居を推進し、高齢期・子育て期を安心して過ごすための住み替えを支援するとともに定住人口の維持・増加を目的に費用の一部を補助する。	18歳未満の子供を扶養している世帯又は夫婦のどちらかが40歳未満の世帯と、その親世帯が近居・同居をするために新たに住宅を取得するかた 【近居】親・子の両世帯が市内に居住又は市外世帯から2km以内の市内に居住	(住宅)家屋取得費用 ※中古住宅リフォーム支援事業・耐震補強リフォーム補助等と併用可能 ※国の補助金との併用不可	1/2	30万円 ※R7.4.1時点で子世帯が18歳未満の子どもを扶養している場合、10万円加算	4/25～12/25	住宅課 住生活推進班 043-484-6168 
	フラット35地域連携型(住宅金融支援機構との協力事業)	若者・子育て世帯の支援及び空き家対策を推進するため、フラット35の金利を引き下げる。	住宅課が実施する近居・同居住替支援事業、中古住宅リフォーム支援事業、結婚新生活支援事業、空き家バンク子育て世帯定住促進補助事業の補助金利用者	フラット35で借入した住宅取得費用		フラット35の金利引き下げのための証明書を発行	融資開始まで	
	中古住宅リフォーム支援事業	空き家の利活用を促進させ、定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を新たに購入し、居住するために必要なリフォームを行う方に対し、費用の一部を補助する。	自ら居住するために新たに購入した中古住宅のリフォームを、これから行おうとするかた (購入契約から1年2か月以内に申請)	・中古住宅(外構含まず)の増築・改築・改装・修繕等に係る工事 ・令和8年2月20日までに完了する工事 ※近居同居住替支援事業・耐震補強リフォーム補助等と併用可能 ※国の補助金との併用不可	1/2	50万円 ※R7.4.1時点で18歳未満の子ども扶養している場合、10万円加算(補助率1/5)	4/18～12/25	
	空き家バンク子育て世帯定住促進補助事業(定住人口維持増加活動支援事業)	子育て世帯が空き家バンクに登録されている空き家を取得し、定住に必要な空き家の改修工事を行う場合、その工事費用の一部を補助する。	空き家バンクの物件を購入し、居住するR7.4.1時点で18歳未満の子供を扶養している世帯又は夫婦とともに40歳未満の世帯で、居住するために必要なリフォーム工事を行うかた	空き家(外構含まず)の増築・改築・改装・修繕等に係る工事 ・令和8年2月20日までに完了する工事 ※佐倉市が実施する類似の補助金・国の補助金との併用不可	2/3	100万円	4/18～12/25	
	空き家バンク成約奨励補助事業(定住人口維持増加活動支援事業)	定住人口の維持増加の促進を図り、地域の活性化に資する空き家バンク事業をより効果的に推進するため売買物件の契約成立に際し奨励金を交付する。	空き家バンク登録物件(売買)の売買が成立した場合の売却者・購入者(契約日から2年以内に申請)	空き家バンク契約に係る仲介手数料・所有権移転の登記費用	1/2	各5万円	4/18～3/13	
	中古住宅解体新築支援事業	既存宅地や住宅団地の建て替えを促進し、定住人口の維持・増加と地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅(古家付き住宅)を購入し、解体・新築されるかたに対し、解体費用の一部を補助する。	・佐倉市内で自ら居住するための新築住宅を建設するために親族以外から中古住宅(S56.5.31以前の建築)を取得し、1年以内に解体工事を行うとともに、その土地への新築住宅の建設(床面積50㎡以上)を申請年度内に始める方。(申請時に1年以内に購入した物件) ・新築工事は、令和8年3月15日までの着工すること。	建物(外構を含む)の解体費用 ※新築後、近居・同居住替支援事業との併用可能	1/5	50万円	4/14～12/25	
	小規模宅地隣接地取得支援事業	既存宅地や住宅団地における小規模な宅地の隣地購入を促進することにより、大きな宅地とすることで住環境の向上を図ることを目的に、隣接地の購入費用の一部を補助する。	1年以上居住している所有敷地(135㎡未満)の隣接地を取得するかた (所有敷地と取得の隣接地を併せて185㎡以上となる場合)	不動産購入費用(土地または建物が建っている土地)	1/5	30万円	4/22～2/27	
賃貸住宅補助	空き家改修補助事業(定住人口維持増加活動支援事業)	定住人口の維持増加の促進を図り、地域の活性化に資する空き家バンク事業をより効果的に推進するため、賃貸物件の改修費用の一部を補助する。	空き家バンク登録物件(賃貸)をリフォームする所有者または賃借人	空き家改修工事補助	1/2	30万円	4/18～2/27	住宅課 住生活推進班 043-484-6168 
	戸建賃貸住宅家賃補助事業	若者世帯の定住化人口の維持増加の促進並びに健全なコミュニティの維持及び発展と空き家の抑制及び中古住宅の利用促進を図るため、戸建ての住宅を新たに賃貸契約した若者世帯・子育て世帯の家賃の一部を補助する。	18歳未満の子どもを育てている世帯又は夫婦のどちらかが40歳未満の世帯で新たに戸建て住宅を賃貸したかた (契約から1年以内に申請)	家賃(共益費等を除く) ※更新は対象外	1/3	2万円 ×24か月 (最長)	4/22～2/27	
新婚補助	結婚新生活支援事業(新婚引っ越し支援)	経済的な理由で結婚に踏み出せない方を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するとともに、若者世帯の定住人口の維持増加を促進することを目的に、引っ越し費用等の全部または一部を補助する。	令和7年1月以降に結婚した夫婦(共に39歳以下)の所得を合算した金額が500万円未満の世帯で、新たに引っ越しをするかた	R7.4.1以降に支払いをした以下の費用 ・引越し費用 (引越し業者等を利用した場合) ・住宅取得費用、リフォーム費用 ・住宅の賃借に関わる初期費用(敷金・礼金・仲介手数料) ※住宅取得に係る国の補助金との併用不可	1/1	①夫婦共に29歳以下の場合 60万円 ②夫婦共に39歳以下の場合 30万円	4/30～2/27	
耐震関係補助	耐震診断補助	建築基準法が改正される前の基準で建てられた建築物の耐震診断を行う際に係る費用の一部を補助する。	S56.5.31以前の建築物の所有者 H12.5.31以前の建築物の所有者	耐震診断の費用	2/3 2/3	8万円 4万円		建築指導課 指導班 043-484-6169 
	木造住宅補強改造工事補助	耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物の耐震補強工事に係る費用の一部を補助する。	S56.5.31以前の建築物で耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物の所有者 H12.5.31以前の建築物で耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物の所有者	耐震補強工事 ※S56.5.31以前の建築物は二段階耐震補強工事も可能 ※近居・同居住替支援事業、中古住宅リフォーム支援事業等と併用可能	4/5 4/5	100万円 50万円		
	耐震補強リフォーム補助	「木造住宅補強改造工事補助」を受けられるかたで、耐震補強工事に伴い仕上げ工事や転倒防止のための家具固定の工事に係る費用の一部を補助する。	S56.5.31以前の建築物で補助対象の耐震補強工事とあわせて行うリフォームを行うかた	耐震補強工事及びリフォーム工事	1/10	10万円		
	耐震シェルター設置リフォーム補助	住宅の中に耐震シェルターを設置する際に係る費用の一部を補助する。	S56.5.31以前の建築物で耐震診断の結果「倒壊の可能性あるまたは高い」と診断された建築物の所有者で、満60歳以上の方のみで居住されている又は避難行動要支援者のかた	耐震シェルターの設置 耐震シェルターの設置と併せて行うリフォーム	1/2 1/10	15万円 10万円	4月中旬～12/15	
	マンション耐震診断補助	建築基準法が改正される前の基準で建てられたマンションの耐震診断を行う際に係る費用の一部を補助する。	S56.5.31以前の建築物で、3階建て以上、構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造であり、複数の区分所有者がいる共同住宅における耐震診断を実施予定のかた	耐震診断の費用(予備診断) 耐震診断の費用(本診断)	2/3 2/3	3.4万円 100万円		
	かさ上げ工事等補助	浸水による住宅被害を防止するために、住宅等のかさ上げ工事等や盛土工事を行う際に係る費用の一部を補助する。	市災害対策条例施行規則に定める重点整備地区(表町、錦木町、田町の各一部)に居住するかた	かさ上げ工事、盛土工事の費用	1/2	100万円		
	コンクリートブロック塀等の除却等及び緑化推進補助	通学路や災害時の避難路となっている道路に面して設けられたコンクリートブロック塀等の除却及び除却後の緑化等に係る費用の一部を補助する。	通学路・災害時避難路に面している危険なブロック塀の所有者	ブロック塀など工作物等の除却 塀などの除却に併せた軽量フェンス等の設置又は緑化工事	1/2 1/2	25万円		
合併処理浄化槽補助	合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置するかたに対し、補助金を交付する。	市内(公共下水道事業区域と農業集落排水処理区域を除く)で、自己の居住の用に供する住宅に合併処理浄化槽を設置するかた。	・合併処理浄化槽の設置費用 ・単独処理浄化槽からの転換費用 ・くみ取り便所からの転換費用 ・放流先のない場合の処理装置設置費用	定額	360,000円～浄化槽の種別等の条件により異なります。詳細はお問い合わせください	4/1～12/26(予算がなくなり次第終了)	生活環境課 043-484-6148 
	合併処理浄化槽維持管理費補助金	生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行うかたに、補助金を交付する。	市内(公共下水道または農業集落排水が使用可能な区域を除く)で、自己の居住の用に供する住宅に設置された合併処理浄化槽の適正な維持管理を行っているかた。	合併処理浄化槽の維持管理費用	定額	5,000円	法定検査を受けた日から3か月以内	生活環境課 043-484-6098 
浄水器設置補助	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	地下水汚染対策を推進し、市民の健康保持に資するため、汚染が確認された地下水を飲料水に使用するために必要な浄水器の購入及び設置に要する費用を補助する。	市内に住所を有する者が所有する個人用の飲用井戸の水質のうち「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン」のいずれかが、地下水の水質汚濁に係る環境基準に適合しておらず、且つ、井戸以外に飲料水源の確保が困難と認められるかた	左記物質について、環境基準に適合する水質に浄化可能な浄水器の購入及び設置に要する費用(1世帯1基まで)	1/2	要した費用の5割で10万円を限度(千円未満切捨て)。	4/1～3/31	生活環境課 043-484-6098 

住まいの関連補助制度一覧(佐倉市役所)

※詳細については各担当課にお問い合わせください

	事業名	目的	対象者	対象内容	補助率	補助額	受付開始	問い合わせ
省エネルギー関係補助	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 ※令和7年度事業については未定のため、令和6年度事業の内容を掲載しております。最新の情報についてはお問い合わせください。	家庭におけるエネルギーの安定的な供給並びにエネルギー利用の効率化及び最適化に加え電力の強靱化を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、住宅用脱炭素化設備等を設置する費用の一部を補助する。	自ら居住する下記の要件を満たす市内の住宅で太陽光発電設備を設置するかた ・既存の住宅であること ・HEMS又は定置用リチウムイオン蓄電池が設置されていること	住宅用太陽光発電設備	定額	1kwあたり2万円 (上限9万円)	未定	生活環境課 043-484-6716 
			自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置又は購入するかた(新築・建売の購入を含む)	家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置費用	定額	上限10万円		
				定置用リチウムイオン蓄電システムの設置費用(太陽光発電システムが設置されていること)	定額	上限7万円		
				電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車本体の購入費用(太陽光発電設備及びV2H充電設備が設置されていること)	定額	上限15万円		
				電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車本体の購入費用(太陽光発電設備が設置されていること)	定額	上限10万円		
				V2H充電設備本体の購入費用(太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されていること)	1/10	上限25万円		
			自ら居住する下記の要件を満たす市内の住宅で居室の窓の断熱改修をするかた ・既存の住宅であること	断熱窓の設置費用	1/4	上限8万円		
			設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金を交付されたかた	集合住宅用充電設備の設備費(住民のみ利用可能な場合) 集合住宅用充電設備の設備費(住民以外も利用可能な場合)	国の補助金の1/3 国の補助金の2/3	上限50万円 上限100万円		
介護関係補助	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	住み慣れた自宅のできる限り自立して生活が続けられるように、対象となる工事に係る費用の一部を補助する。	要支援1・2、要介護1～5の認定を受けており、在宅で生活しているかた	(1)手すりの取付 (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉への取り替え (5)洋式便所等への便器の取り替え (6)その他(1)～(5)に付帯して必要となる住宅改修	9/10 8/10 7/10	申請額(原則20万円上限)のうち、7割～9割	随時	介護保険課 介護給付班 043-484-6174 
				①原則として学齢児童以上65歳未満(40歳以上で介護保険の認定者を除く)の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上のもの。ただし、改修の内容が特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上に限る。 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	(1)手すりの取付 (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉への取り替え (5)洋式便器等への便器の取り替え (6)その他前各号の住宅の改修に付帯して必要となる住宅改修	20万円 (1回限り)		
				①原則として学齢児童以上65歳未満(40歳以上で介護保険の認定者を除く)の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上のもの。ただし、改修の内容が特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上に限る。 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	(1)手すりの取付 (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉への取り替え (5)洋式便器等への便器の取り替え (6)その他前各号の住宅の改修に付帯して必要となる住宅改修	20万円 (1回限り)		
雨水貯留浸透施設設置補助	雨水貯留浸透施設設置工事補助金	雨水貯留浸透施設を設置する費用の一部を補助する。	自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置予定のかた。購入設置前に申請が必要。	雨水貯留施設の設置、敷地内1基のみ	定額	貯留量12当り100円または設置諸費用の1/2のいずれか低い額(限度額5万円)	4/1～2/28(予算がなくなり次第終了)	治水課 施設管理班 043-484-4261 
				雨水浸透施設の設置、敷地内4基まで	定額	内径1cm当たり700円または設置費のいずれか低い額(限度額10万円) ※自己設置の場合は別途規定あり		
止水板等設置補助	止水板等設置等工事補助金	止水板等を設置する費用の一部を補助する。	現に居住している住宅又は現に使用している店舗若しくは事務所に止水板を設置予定のかた。設置前に申請が必要。	止水板等の設置、1つの建物に1回まで	定額	補助対象工事の経費の1/2の額(限度額50万円)		

固定資産税減額制度一覧(佐倉市役所)

※詳細については各担当課にお問い合わせください

	事業名	目的	対象住宅	対象内容	減額率	減額期間	受付期間	問い合わせ
固定資産税減額制度	住宅耐震改修工事に係る固定資産税の減額制度	住宅の耐震性能向上のため、一定の耐震改修工事を行う住宅について、家屋にかかる固定資産税の一部を減額する。	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で令和8年3月31日までに改修工事が完了したもの	建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように改修工事を行い、工事費が50万円超のもの 対象床面積は120㎡まで(120㎡を超える場合、120㎡分が適用範囲)	1/2	改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度 (例) 令和7年12月1日に工事が完了した場合、令和8年1月1日を賦課期日とする令和8年度の固定資産税が減額されます。	改修工事後、3か月以内	資産税課 家屋班 043-484-6120 ※法律等の改正により条件が変わる場合がございます。 
	省エネ改修工事に係る固定資産税の減額制度	窓の断熱工事などの省エネ改修工事を行う住宅について、家屋にかかる固定資産税の一部を減額する。	平成26年4月1日に既存する住宅(賃貸住宅を除く)で、令和8年3月31日までに下記の改修工事が行われたもの ①窓の断熱工事 ②床の断熱工事／天井の断熱工事／壁の断熱工事 ③太陽光発電装置の設置工事 ④高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事 上記工事のうち、①の改修工事または①とあわせて行う②～④の改修工事のいずれかで、省エネ改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合するもの	下記①～③の全てに該当するもの ①床面積の1/2以上が居住用であること ②改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ③左記①および②の費用から補助金等を控除した額が60万円超であること、または①、②の工事費が50万円超であって③、④に係る工事費と合わせて補助金等を控除した額が60万円超であること ※①は必須工事となります。 対象床面積は120㎡まで(120㎡を超える場合、120㎡分が適用範囲)	1/3			
	バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額制度	居住の安全性や介助の容易性向上のため、バリアフリー改修工事を行う住宅について、家屋にかかる固定資産税の一部を減額する。	新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、令和8年3月31日までに下記の改修工事が行われたもの ①通路等の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室改良④便所改良⑤手すりの取付け⑥段差の解消⑦出入口の戸の改良⑧滑りにくい床材料への取替え ※外構工事は対象外	下記①～④の全てに該当するもの ①次の(1)～(3)のいずれのかたが、居住する住宅であること (1)65歳以上のかた(2)要介護または要支援の認定を受けているかた(3)障害者のかた ②床面積の1/2以上が居住用であること ③改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ④左記①～③の工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること 対象床面積は100㎡まで(100㎡を超える場合、100㎡分が適用範囲)	1/3			
	長期優良住宅化リフォームに係る固定資産税の減額制度	耐震改修・省エネ改修に加え、耐久性向上のための長期優良住宅化リフォーム工事を行う住宅について、家屋にかかる固定資産税の一部を減額する。	上記の耐震改修工事または省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅の認定を取得した住宅	対象家屋の建築年月日と改修工事が行われた期間についての要件及び対象床面積は、それぞれ上記の減額制度と同じ。	2/3			